

令和8監査年度 監査計画

令和7年11月25日
奈良県広域水道企業団監査委員決定

第1 基本方針

奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など水道事業を行う関係団体が直面する課題に対応し、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的として、令和6年11月1日に設立された一部事務組合である。もとより地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げる必要があるが、企業団については、その設立目的を達成し、その効果を持続するために、より一層強く効率的かつ効果的な運営が求められている。

監査委員は、地方自治法により他の機関から独立して設置された執行機関として、住民の付託を受け公正不偏の立場から企業団に対する監査を行い、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な事務の管理及び執行等の確保を図ることを責務としている。

この責務を遂行するために、監査委員は、奈良県広域水道企業団議会における審議の状況に留意しつつ、住民の視点からの公正で効率的な監査を実施することを基本的な目標として、次の基本方針に基づき令和8監査年度の監査に取り組むこととする。

※令和8監査年度とは、令和7年12月から翌年11月末までの監査の期間をいう。

1 実効的な監査の推進

監査委員の監査の範囲等は、監査基準（令和7年4月奈良県広域水道企業団監査委員告示第2号）第2条に規定する財務監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査、資金不足比率審査及び法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為など広範多岐にわたっていることに加え、監査委員及び監査対象機関には時間と人員が限られている状況を踏まえ、効率的で効果的な監査を実施する必要があるため、実施計画を定め、計画的に監査に取り組む。また、監査結果の是正、改善等の状況については、継続的にフォローアップすることにより、企業団の運営への反映を促進する。

(1) 正確性及び合規性の観点からの監査の一層の充実

財務に関する数値は正確か、事務事業が法令等に則って適正に行われているかなど、正確性及び合規性の観点からの監査を十分行う。

(2) 経済性・効率性・有効性の観点の重視

監査は、正確性及び合規性の観点に加え、事務、事業の遂行及び予算の執行がより少ない経費で実施できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか、事業の遂行等の結果が所期の目的を達成しているかなど、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して実施する。

2 専門性の向上と公正な監査の確保

監査委員を補助する事務局職員には社会情勢の変化に対応し、法令等の定めに従った適正な事務執行がされているか、より効率的、効果的な事務の管理及び執行等が行われているかなどの視点で監査を行うための専門的な知識と能力が求められる。

このため、その知識や能力の向上を図るとともに、事務局職員が監査委員を補助して公正不偏な監査を実施するために必要な意識及び態度を身につけるため、職場内研修の充実、講習会・講座等への積極的な参加、公認会計士・弁護士等の知見の活用等の取組について検討を行い、実施する。

3 県民に分かりやすい情報の提供

監査委員が行う監査は住民の付託によるものであることを深く認識し、その監査結果等の情報は、適時に企業団の公報等に公表するなど住民に分かりやすい内容で提供するよう努める。

また、監査に関するその他の情報についても、積極的に提供するように努める。

第2 実施計画

1 財務監査

(1) 定期監査

定期監査は、主に地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項に規定する事務を対象として、正確性及び合規性の観点から、財務に関する数値は正確か、これらの事務が法令、条例等に則って適正に行われているかなどに着眼して実施することはもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も重視して別記1のとおり実施する。

事務に内在するリスク及び重要性を勘案し、重点を置いて監査を実施することとする。

また、着目すべき事務について、会計年度が終了する前に監査を実施する場合は、必要に応じて事務の執行途中の状況、事後に確認すべき事項等を記録し、次年度以降の監査に引き継ぐ。

(2) 隨時監査

隨時監査は、社会的に問題となった事項の検証等のために必要がある場合に、機動的かつ弾力的に実施する。

隨時監査は、必要があると認めるときに、別途定める「隨時監査実施基準」に基づき実施する。

(3) 工事監査

工事監査は、工事の計画、設計、契約、施工、検査、支払いなどを監査するほか、特に令和8監査年度の監査の対象期間内の施工中の工事を対象として、主として合規性の観点から、その施工が予算の目的に従い、設計どおり適正に行われているかなどに着眼して、併せて、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施する。

施工中の工事を対象とする工事監査の実施に当たっては、予算規模、工事内容、進捗度、社会的影響度等を勘案して監査対象の工事を選定する。

2 行政監査

行政監査は、特定の事務又は事業について、法令等に従って適正に処理されているか、費用対効果に配慮したものになっているか、所期の成果をあげているかなど、合規性、経済性、効率性、有効性の観点に着眼して別記2のとおり実施する。

3 財政的援助団体等監査

企業団が補助金等の財政的援助を行っている団体等について、原則として令和7年度の事業を対象として実施する。

財政的支援団体等監査は、別途定める「財政的援助団体等監査実施基準」に基づき監査の対象とする団体を選定して実施する。なお、令和8監査年度の財政的支援団体等監査は、監査の対象となる団体が存在しないため実施しない。

(1) 出資団体

企業団が出資している法人について、その法人の事業が出資の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、その事業に係る出納その他の事務が適正に行われているかなどに着眼して監査を実施する。

(2) 補助金等交付団体

企業団が補助金等を交付している団体について、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているか、補助金等の対象事業がその目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどに着眼して監査を実施する。

(3) 指定管理者

指定管理者について、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が適正に行われているか、当該公の施設の管理が効率的かつ効果的に行われているかなどに着眼して監査を実施する。

併せて、所管所属の当該団体に対する指導が適切に行われているかなどにも着眼して監査を実施する。

4 決算審査

決算審査は、令和7年度決算を対象として実施する。

審査にあたっては、決算の計数が正確か、予算の執行がその目的に従い計画的かつ効果的に行われているか、財務に関する事務が関係法令に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか、決算報告書及び財務諸表は会計の原則に従って作成されているか、事業の財政状態及び経営成績が適正に表示されているか、事業が経営の基本原則に従い運営されていたかなどに着眼して、例月現金出納検査の結果を踏まえ一体的に審査する。

また、複数による数値等の照合・確認を徹底し、審査の正確性の確保に万全を期す

こととする。

決算審査に係る実施日程、事務局職員の予備審査の担当及び提出を求める資料については、別途定める。

5 例月現金出納検査

毎月の現金の出納について、出納の帳簿と現金の残高が一致するかを確認するとともに、収入および支出の実態把握を行い、さらに、現金の運用について、最も確実かつ有利な方法によりされているか確認するなどして検査する。

例月現金出納検査は、別記3のとおり実施する。

6 監査結果に対する是正、改善等

財務監査、行政監査の結果、是正、改善等を要する事項等（以下「指摘事項」という。）がある場合は、監査対象機関はこれに係る措置を講じた旨を監査委員に報告することとする。

監査における指摘事項等は、これに基づいて、監査対象機関において事務のは正、改善等が行われて初めて監査の効果があったといえるものである。

そこで、監査の指摘事項等に対する監査対象機関の措置等の状況を検証し、監査結果に基づき是正、改善等が行われ、その状況が継続しているかなどに着眼して、フォローアップを行う。

また、フォローアップでは正、改善等が認められない指摘事項等について、その原因を分析したうえで改めて監査対象機関には正、改善等を促す。

7 監査結果の報告と公表

財務監査、行政監査及び財政的援助団体等の監査の結果については、企業団議会及び企業長に報告し、企業団公報に掲載して公表するとともに、速やかに報道機関への情報提供を行う。

例月現金出納検査の結果については、企業団議会及び企業長に提出する。

決算審査の結果については、企業長に提出するとともに、企業団ホームページに掲載する。

8 各監査の実施期間及び結果の報告時期又は公表時期

各監査の実施期間及び結果の報告時期又は公表時期は、おおむね次のとおりである。

監査区分	実施期間（原則）	結果の報告時期 又は公表時期
財務監査 (隨時監査を除く。)	4月上旬～11月下旬	12月
行政監査	4月上旬～11月下旬	12月
財政的援助団体等監査	4月上旬～11月下旬	12月
決算審査	7月上旬～10月下旬	12月
例月現金出納検査	毎月25日	毎月

別記 1

定期監査について

定期監査は、次のとおり実施する。

1 監査の実施方法

(1) 監査の区分

① 書面監査

書面監査は、監査対象機関から提出を受けた監査資料を審査することなどにより行う監査をいう。

② 実地監査

実地監査は、監査対象機関から提出を受けた監査資料を審査することに加えて、監査委員監査及び監査委員事務局による監査を実地（オンライン方式を含む。）により行う監査をいう。

※オンライン方式とは、被監査対象先に赴くことなくインターネット、電話回線、Web会議ツール等を用いた監査の方式をいう。

(2) 監査対象機関

① 書面監査

すべての市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターを対象とする。

② 実地監査

大和郡山事務所、天理事務所、安堵事務所、王寺事務所、大淀事務所及び下市事務所を対象とする。

ただし、実施方法については、弾力的に扱う。

2 監査の実施体制

(1) 予備監査

監査対象機関に対する予備監査は、監査委員事務局により実施する。

(2) 監査委員監査

監査対象機関に対する監査委員監査は、原則として監査委員全員により実施する。

3 監査の実施日程

監査実施日程については、別途定める。

4 監査実施通知

予備監査の実施日程等を決定したときは、遅滞なく、監査対象機関に対し、実施日時、監査資料の様式及び提出期日等を通知する。

監査委員監査の実施日程等を決定したときは、遅滞なく、監査対象機関に対し、実施日時及び場所等を通知する。

5 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として令和7年度とする。

6 監査資料

監査資料は、所定の様式により、書面監査の対象機関については別途定める日までに、実地監査の対象機関については原則として予備監査実施日の21日前までに、それぞれ監査対象機関から提出を受ける。

7 予備監査

(1) 実施方法

予備監査では、日常的準備及び事前準備により得た情報を参考として監査を実施するとともに、監査資料の歳入の状況、各事業の財源充當に着目して確認する。

(2) 結果報告

監査委員事務局は、予備監査の結果の概要について速やかに監査委員へ報告する。

8 監査委員監査

(1) 実施方法

監査委員監査は、予備監査の結果報告を受けた後に実施する。

(2) 監査結果

監査委員監査の結果は、監査委員が精査のうえ合議により決定する。

別記2

行政監査について

行政監査は、次のとおり実施する。

1 監査の実施方法

(1) 監査の区分

① 書面監査

書面監査は、監査対象機関から提出を受けた監査資料を審査することなどにより行う監査をいう。

② 実地監査

実地監査は、監査対象機関から提出を受けた監査資料を審査することに加えて、監査委員監査及び監査委員事務局による監査を実地（オンライン方式を含む。）により行う監査をいう。

※オンライン方式とは、被監査対象先に赴くことなくインターネット、電話回線、Web会議ツール等を用いた監査の方式をいう。

(2) 監査対象機関

① 書面監査

すべての市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センターを対象とする。

② 実地監査

大和郡山事務所、天理事務所、安堵事務所、王寺事務所、大淀事務所及び下市事務所を対象とする。

ただし、実施方法については、弾力的に扱う。

2 監査の実施体制

(1) 予備監査

監査対象機関に対する予備監査は、監査委員事務局により実施する。

(2) 監査委員監査

監査対象機関に対する監査委員監査は、原則として監査委員全員により実施する。

3 監査の実施日程

監査実施日程については、別途定める。

4 監査実施通知

予備監査の実施日程等を決定したときは、遅滞なく、監査対象機関に対し、実施日時、監査資料の様式及び提出期日等を通知する。

監査委員監査の実施日程等を決定したときは、遅滞なく、監査対象機関に対し、実施日時及び場所等を通知する。

5 監査の対象期間

監査の対象期間は、原則として令和7年度とする。

6 監査資料

監査資料は、所定の様式により、書面監査の対象機関については別途定める日までに、実地監査の対象機関については原則として予備監査実施日の21日前までに、それぞれ監査対象機関から提出を受ける。

7 予備監査

(1) 実施方法

予備監査では、日常的準備及び事前準備により得た情報を参考として監査を実施するとともに、監査資料の歳入の状況、各事業の財源充當に着目して確認する。

(2) 結果報告

監査委員事務局は、予備監査の結果の概要について速やかに監査委員へ報告する。

8 監査委員監査

(1) 実施方法

監査委員監査は、予備監査の結果報告を受けた後に実施する。

(2) 監査結果

監査委員監査の結果は、監査委員が精査のうえ合議により決定する。

別記3

例月現金出納検査について

例月現金出納検査は、次のとおり実施する。

1 検査の実施方法等

例月現金出納検査は、監査委員全員で、実地検査により行う。

なお、実施日は毎月25日を例とする。

監査委員による実地検査を補助するために、事務局職員は、予備検査として、企業長から提出を受けた検査資料等に基づき、毎月の係数及び保管現金の残高を確認することにより検査する。

2 検査の対象期間

検査の対象期間は、検査実施日の属する月の前月に係る月間とする。

3 検査資料等

検査資料（収入及び支出に係る調書、預金残高及び基金残高に係る証明書等をいう。）については、所定の様式により予備検査開始の日までに対象機関から提出を受ける。

検査資料の根拠となる書類として、収入支出証拠書（ただし、収入については事務局本部出納分に限る。）、指定金融機関の月計対照表及び出納機関に備える会計帳簿について、必要に応じて対象機関から提出を受ける。

4 検査結果の処理

検査の結果は、監査委員の合議により決定する。